

## 第 2 回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和4年7月1日午後1時00分～午後2時40分

主な審議事項 1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問） 2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 3 その他	出席状況	公益	5 / 5
		労側	5 / 5
		使側	5 / 5
審議要旨（労使の主張、公益の考え方等） 1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問） 岩手労働局長が、岩手地方最低賃金審議会に諮問を行い、事務局から岩手県最低賃金の改正決定の必要性について説明した。 労側：諮問の改正についての必要性の説明に、賃金構造基本統計調査からの資料で所定内給与額の年度毎の比較が正社員だけとなっているが、パート労働者についても今後考えるべきである。同じく連合が取りまとめた「2022 春季生活闘争第6回回答集計結果」についても正社員だけでなくパート労働者のデータもあるので必要性を考えるうえでの判断材料としてほしい旨の意見があった。 使側：今年の諮問文にも「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意した」と「時々事情」が盛り込まれているが、国主導の最低賃金ではなく岩手県内の経済情勢などに配意すべきではないかと考える。 最低賃金を決定するのに必要なのは、生計費、賃金、支払能力の3要素を総合的に勘案することであるとの意見があった。 事務局：改正決定の諮問に当たり、当該「3つの考慮事項」に基づき決定するとの原則を踏まえつつも、3つの考慮事項のほか、時の内閣の閣議決定事項をはじめ、その時々経済社会情勢等の諸事情の要請からくる事項を「配意事項」として諮問文に盛り込んできたところであり、こうした、3つの考慮事項以外のものを「配意事項」として諮問文に盛り込むとの取扱いは最低賃金法上何ら問題ないと考えたとの説明があった。 会長：諮問文は、岩手労働局長からの諮問なので、内容について議論するのではなく、受け入れるべきと考えるが、地方の審議内容について拘束するものではないと思っている。			
2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の任命手続き等が確認された。 次に、最低賃金審議会令6条第5項を適用するか否かについて検討され、最低賃金審議会令第6条5項は適用せず、例年どおり本審で議決することが確認された。			
3 その他 ○ 実地視察について 事務局より6/20に行った実地視察の内容については、個別企業の情報であるので、専門部会で報告する旨の説明をした。 労側：視察に参加したが、現場の生の声を聴くことができ非常に良かったとの意見があった。 使側：視察に参加したが、事務局には準備にご苦労かけたと思っている。使用者と労働者の生の声が聴けたのは非常に良かったので、できれば今後も視察を続けてほしいとの意見があった。 事務局：視察については、事務局としても今後も続けたいと考えている。			
○ 第1回本審からの継続審議となっている「特定最賃の必要性審議を行う特別小委員会におい			

て、意向表明を行っている5産業すべてに参考人招致をすること。」について  
労側: 県最賃では参考人が実際にきて意見を聴くが、特定最賃は意見書のみだったので、現場の生の声を聴くべきではないかと思い提案したとのこと。

使側: 現場の声を聴くことを否定するわけではないが、今までの文書でのやり方が間違っているとは思っていない。今までの審議のやり方を変更するものであり、十分な審議時間が必要と考える。この場で決定することは無理なので、運営小委員会で議論したうえで本審での議論とした方がよいと考える。

労側: 書面での意見書が大事であることは理解するので、来年度に向けて運営小委員会で論点を整理しながら審議を進めたいと思う。

公益: 特定最賃専門部会での意見が意見書のみとなっているのは、10年くらい続いている。

県最賃の引上げ幅が大きく、特定最賃の優位性が薄れており、今までは特定最賃の必要性があり前提だったが、論点が変わってきている。

金額審議の場である専門部会で意見を求めていたが、必要性審議の特別小委員会で意見を求めたことはないので、必要性審議でどのような内容の意見を求めるべきか 具体的手法として、参考人招致なのか意見書のみでよいのか 参考人招致とする場合、5産業すべてなのか一部の産業でよいのか 仮に5産業すべてとした場合、1人15分として150分かかるとなるため審議日程の見直しが必要となる 金額審議の専門部会での意見書の取扱いと整理が必要といった点を運営小委員会で整理しながら議論し、今年度中に方向性を定めることとする。

- 事務局から、岩手弁護士会から提出された「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が読み上げられた。
- 特別小委員会への参考人招致が本年度は行わないこととなったため、今年度の特別小委員会以降の日程について事務局より提案があり承認された。

#### 次回開催日

会議名 令和4年度第3回岩手地方最低賃金審議会  
日時 8月5日 午後3時30分  
場所 盛岡第2合同庁舎3階会議室

#### その他

報道関係のカメラ3台が入り、夕方のニュースで放映された。  
傍聴人5人。